

高 崎 市
工事成績評定実施要領

高崎市技術監理課

平成15年4月1日
改正 平成16年4月1日
改正 平成18年4月1日
改正 平成19年4月1日
改正 平成23年4月1日

高崎市工事成績評定実施要領

目 次

高崎市工事成績評定実施要領	…P 1
工事成績採点表	…様式第 1 号
細目別評定点採点表	…様式第 2 号
工事成績評定通知書	…様式第 3 号
工事成績評定に係る回答書	…様式第 4 号
工事成績評定結果表	…様式第 5 号

高崎市工事成績評定実施要領

(目的)

第1 この要領は、市が請負契約を締結した工事の成績評定をすることにより、当該工事の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2 工事成績の評定（以下「成績評定」という。）の対象となる工事は、請負金額が130万円を超えるものとする。ただし、設計金額が130万円を超える工事であって、一般競争入札若しくは指名競争入札又は随意契約により請負金額が130万円以下となった工事についても対象とする。

2 高崎市工事検査規程（昭和42年高崎市告示第42号）第11条に規定する再検査に当たっては、工事成績の再評定は行わない。

(評定の内容)

第3 成績評定は、次に掲げる評価項目について行うものとする。

- (1) 施工体制
- (2) 施工状況
- (3) 出来形及び出来ばえ
- (4) 工事特性
- (5) 創意工夫
- (6) 社会性等
- (7) 法令遵守等

(評定者)

第4 成績評定は、次の各号に掲げる成績評定の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。

- (1) 請負額が500万円を超える工事（以下「標準工事」という。） 検査員並びに工事所管担当係長（担当係長が監督員である場合にあつては、工事所管課長。以下「担当係長等」という。）及び監督員
- (2) 請負金額が130万円を超え500万円以下の工事及び設計金額が130万円を超える工事であつて、一般競争入札若しくは指名競争入札又は随意契約により請負金額が130万円以下となった工事（以下「小規模工事」という。） 工事所管課長が指定した検査員並びに担当係長等及び監督員

(評定の時期)

第5 成績評定の時期は、担当係長等及び監督員にあつては工事が完成したとき、検査員にあつては工事完成検査を実施したときとする。

(評定の方法)

第6 成績評定は、工事ごとに行うものとする。

- 2 成績評定の採点は、工事成績採点表（様式第1号）により行うものとする。
- 3 細目別評定点の算出は、細目別評定点採点表（様式第2号）により行うものとする。
- 4 工事における創意工夫及び社会性等に関しては、請負者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

(評定結果の報告)

第7 技術監理課長は、標準工事の成績評定を行ったときは、遅滞なく評定結果を契約担当者に報告するものとする。

- 2 工事所管課長は、小規模工事の成績評定を行ったときは、遅滞なく評定結果を契約担当者及び技術監理課長に報告するものとする。

(評定結果の通知)

第8 技術監理課長は、標準工事の評定結果については当該工事の請負者に対し高崎市工事成績評定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(説明要求等)

第9 第8による通知を受けた請負者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により当該評定結果について説明を求めることができる。

- 2 技術監理課長は、前項による説明を求められたときは、30日以内に高崎市工事成績評定に係る回答書（様式第4号）により回答するものとする。
- 3 前項に規定する回答を行おうとするときは、別に定める工事成績評定委員会において協議することができる。

(評定の修正)

第10 技術監理課長は、第9の3の工事成績評定委員会において、当該評定結果を修正する必要があると認めたときは、これを修正するものとする。

- 2 技術監理課長は、前項の規定により評定結果の修正を行ったときは、その結果を当該工事の請負者に対し高崎市工事成績評定に係る回答書により通知するものとする。

(評定結果の公表等)

第11 標準工事の評定結果は、市民情報センター及び技術監理課において、高崎市工事成績評定結果表（様式第5号）により公表するものとする。

- 2 前項に規定する公表は自由閲覧方式とし、閲覧者の氏名の記載等は要しないものとする。
- 3 閲覧期間は、完成検査を行った年度及びその翌年度とする。
- 4 公表した高崎市工事成績評定結果表の内容に関する問い合わせには応じないものとする。
- 5 高崎市工事成績評定結果表の保存期間は、5年間とする。

(その他)

第12 この要領に定めるもののほか、成績評定の実施について必要な事項は技術監理課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行し、同日以降に完成する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行し、同日以降に完成する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行し、同日以降に完成する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行し、同日以降に完成する工事から適用する。

番 号：	契約金額 当初： 円	課
工事名：	変更： (± %)	請 負 者 名：
	完成年月日： 年 月 日	現 場 代 理 人 氏 名：
工 期： 年 月 日 ~ 年 月 日	検査年月日： 年 月 日	主任・監理技術者氏名：

考査項目		監督員					担当係長					工事検査員								
		氏名					氏名					氏名								
項目	細別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I 施工体制一般	+1.0	+0.5	0.0	-5.0	-10.0														
	II 配置技術者	+3.0	+1.5	0.0	-5.0	-10.0														
2. 施工状況	I 施工管理	+4.0	+2.0	0.0	-5.0	-10.0								+5.0		+2.5		0.0	-7.5	-15.0
	II 工程管理	+4.0	+2.0	0.0	-5.0	-10.0	+2.0		+1.0		0.0	-7.5	-15.0							
	III 安全対策	+5.0	+2.5	0.0	-5.0	-10.0	+3.0		+1.5		0.0	-4.5	-15.0							
	IV 対外関係	+2.0	+1.0	0.0	-2.5	-5.0														
3. 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	+4.0	+2.0	0.0	-2.5	-5.0								+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0.0	-10.0	-20.0
	II 品質	+5.0	+2.5	0.0	-2.5	-5.0								+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0.0	-12.5	-25.0
	III 出来ばえ													+5.0		+2.5		0.0	-5.0	
4. 工事特性	高度技術力										0	(最大+20点)								
5. 創意工夫	創意工夫			0	(最大+7点)															
6. 社会性等	地域への貢献等						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0.0									
加減点合計 1+2+3+4+5+6		点					点					点								
評定点 (+6 5点)		① 点					② 点					③ 点								
評定点計		点 (① 点 ×0.4 +② 点 ×0.2 +③ 点 ×0.4) = 点																		
7. 法令遵守		点					7. 法令遵守 (総合評価)					点								
評定点合計		点 ○評定点計() + 7.法令遵守() + 7.法令遵守 (総合評価) () = 点																		
所 見																				

※1 1から3の評定(6.5点+加減点合計)+4から6の評定(加減点合計)=評定点 各評定点(①から④)は、小数点1位まで記入する。
 ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
 評価に際しては、監督員からの報告を受けて担当係長が評価するものとする。
 評定内容の記述方法とし、加点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。
 ※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
 ※4 4、5、6、は加点評価のみとする。
 ※5 所見は必ず記載する。
 ※6 各考査項目ごとの採点は、監督員は別紙1、担当係長は別紙2、検査員は別紙3によるものとし、検査員の評価に先立ち、監督員および担当係長が記入する。
 ※7 法令遵守等の評価は減点評価のみとし、担当係長が行う。
 ※8 評定点合計は、小数点第1位までとする。
 ※9 総合評価の施工計画に記載した内容の履行が確認できな場合は『不履行』を選択する。

検査員	担当係長	課 長

細目別評定点採点表

課

工事名：		工期： 年 月 日 ~ 年 月 日			
請負者名：		完成年月日： 年 月 日	契約金額(最終)： 円		
項目	細別	① 監督員	② 担当係長	③ 工事検査員	細目別評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	() × 0.4 + 2.9 = 点			/ 3.3
	II. 配置技術者	() × 0.4 + 2.9 = 点			/ 4.1
2. 施工状況	I. 施工管理	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	/ 13
	II. 工程管理	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.2 = 点		/ 8.1
	III. 安全対策	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.3 = 点		/ 8.8
	IV. 対外関係	() × 0.4 + 2.9 = 点			/ 3.7
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	() × 0.4 + 2.8 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	/ 14.9
	II. 品質	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	/ 17.4
	III. 出来ばえ			() × 0.4 + 6.5 = 点	/ 8.5
4. 工事特性	I. 高度技術		() × 0.2 + 3.3 = 点		/ 7.3
5. 創意工夫	I. 創意工夫	() × 0.4 + 2.9 = 点			/ 5.7
6. 社会性等	I. 地域への貢献度		() × 0.2 + 3.2 = 点		/ 5.2
7. 法令遵守			() × 1.0 + 0.0 = 点		/ 0
8. 総合評価			点		/ 0
※ 細目別評定点 = (① + ② + ③)					/ 100
※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す					

高崎市工事成績評定通知書

住 所

会 社 名

代表者名

高崎市長

(公印省略)

貴社が受注した工事について、次のとおり評定結果を通知します。

契 約 番 号		評定点合計	点
契 約 日	年 月 日		
請 負 金 額			
工 事 名			
工 事 場 所			
請 負 者			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日		
現 場 代 理 人 氏 名		主任・監理技術者氏名	
工 事 担 当 課			
検 査 年 月 日	年 月 日		
監 督 員 職 ・ 氏 名			
係 長 職 ・ 氏 名			
検 査 員 職 ・ 氏 名			

評定の結果に疑問があるときは、その疑問の趣旨を付してこの通知を受けた日から14日以内に書面により説明を求むことができます。疑問の趣旨に対する回答は、書面により郵送します。

評定点合計は、小数第2位まで求めたものを四捨五入により小数第1としてあります。

工事成績評定の基準は評定点区分に応じ、右欄の評価基準及び内容です。今後の参考にしてください。

評 定 点	評 価 基 準	内 容	問 合 せ ・ 質 疑 書 送 付 先
80点以上	A	他の模範となる優秀な工事	
75点以上80点未満	B	標準的な工事の中で優秀なもの	
65点以上75点未満	C	標準的な工事	
60点以上65点未満	D	今後改善すべき事項がある工事	
60点未満	E	工事成績が不良である工事	

年 月 日

高崎市工事成績評定に係る回答書

住 所

会 社 名

代表者名

高崎市長

(公 印 省 略)

年 月 日付けで説明請求があった件について、下記のとおり回答します。

契 約 番 号		修正評定点	点
工 事 名			
回 答			

